

資料

山口市障害福祉サービス実施計画 (素案)

第五次山口市障害福祉計画
第三次山口市障害児福祉計画
令和6年度～令和8年度

令和 年 月

山 口 市

令和5年11月2日開催
第2回山口市障がい福祉施策懇話会資料

目 次

第1章 計画策定にあたって		
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制等	2
5	国の基本指針の見直し	4
6	令和8年度に向けた成果目標	5
7	障害福祉サービス等の体系	7

第2章 障害福祉サービス等提供体制確保に関する成果目標		
成果目標 1	施設入所者の地域生活への移行	8
成果目標 2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
成果目標 3	地域生活支援の充実	15
成果目標 4	福祉施設から一般就労への移行等	19
成果目標 5	障害児支援の提供体制の整備等	22
成果目標 6	相談支援体制の充実・強化等	24
成果目標 7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	29

第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策		
1	訪問系サービス	32
2	日中活動系サービス	35
3	居住系サービス	42
4	相談支援	44
5	発達障害者等に対する支援	46

第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策		
1	障害児通所支援	47
2	障害児入所支援【県事業】	51
3	子ども・子育て支援	52



第5章 地域生活支援事業の必要な量の見込みとその確保策

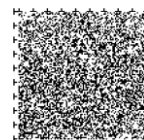
1 必須事業	
（1） 理解促進研修・啓発事業	54
（2） 自発的活動支援事業	55
（3） 相談支援事業	56
（4） 成年後見制度利用支援事業	57
（5） 成年後見制度法人後見支援事業	58
（6） 意思疎通支援事業	58
（7） 日常生活用具給付等事業	60
（8） 手話奉仕員養成研修事業	61
（9） 移動支援事業	62
（10） 地域活動支援センター事業	63
2 任意事業（市町村が自主的に取り組む事業）	
（1） 日中一時支援事業	65
（2） 訪問入浴サービス事業	66
（3） 社会参加支援事業	67

第6章 計画の推進

1 計画の進行管理	69
-----------	----

資料編

1 障がい者・障がい児の現状	70
2 第四次山口市障害福祉計画・第二次山口市障害児福祉計画の実績値	88



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、障害福祉サービス等の提供体制の確保と円滑な実施に向けて、平成18年3月の「第一次山口市障害福祉計画(第1期)」策定以降、3年ごとに計画の見直しを行い、平成30年度からは新たに、障害児通所支援の提供体制の確保と円滑な実施に向けた「第一次山口市障害児福祉計画」も併せて策定し、一体的に取り組を進めてきたところです。

本計画は、「第四次山口市障害福祉計画」・「第二次山口市障害児福祉計画」での実績や課題を整理・検証し、新たな計画期間における障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保策について定め、障害福祉サービス等の計画的かつ円滑な提供の推進を図るものです。

2 計画の位置付け

「山口市障害福祉サービス実施計画(山口市障害福祉計画・山口市障害児福祉計画)」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」という。)第88条に規定される「市町村障害福祉計画」、並びに平成30年度から策定が義務付けられた児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として一体的に策定するものです。策定にあたっては、国より定められた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)や、県の策定方針に即したものとなるよう配慮しました。

また、別に定める「山口市障がい者きらめきプラン」は、「障がいのある人もない人も、支えあい、認めあい、自分らしく共に暮らせるまちづくり」を基本目標に掲げ、障がい者福祉施策の**基本計画**としての性格を有しています。本計画は、その中の障害福祉サービス分野の数値目標などを定めた**実施計画**として位置付けています。

また、上位計画である「第二次山口市総合計画」や「山口市地域福祉計画」との整合性を図り、個別計画である「山口市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「山口市子ども・子育て支援事業計画」、その他の関連計画等とも関連付けるものです。



3 計画の期間

国の基本指針により、「障害福祉計画等は、3年を1期として作成することを基本」とすると定められていることから、本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
山口市	第二次障害福祉計画 (第1期)			第二次障害福祉計画 (第2期)			障害福祉サービス実施計画 (第三次障害福祉計画) (第一次障害児福祉計画)		障害福祉サービス実施計画 (第四次障害福祉計画) (第二次障害児福祉計画)		障害福祉サービス実施計画 (第五次障害福祉計画) (第三次障害児福祉計画)				
	第二次障害者基本計画						障がい者きらめきプラン (第三次障害者計画)			障がい者きらめきプラン (第四次障害者計画)					
県	やまぐち障害者いきいきプラン (2013~2017)						やまぐち障害者いきいきプラン (2018~2023)						やまぐち障害者いきいきプラン (2024~2029)		
国	障害福祉計画に係る基本 指針 (第3期)			障害福祉計画に係る基本 指針 (第4期)			障害福祉計画に係る基本 指針 (第5期)		障害福祉計画に係る基本 指針 (第6期)		障害福祉計画に係る基本 指針 (第7期)				

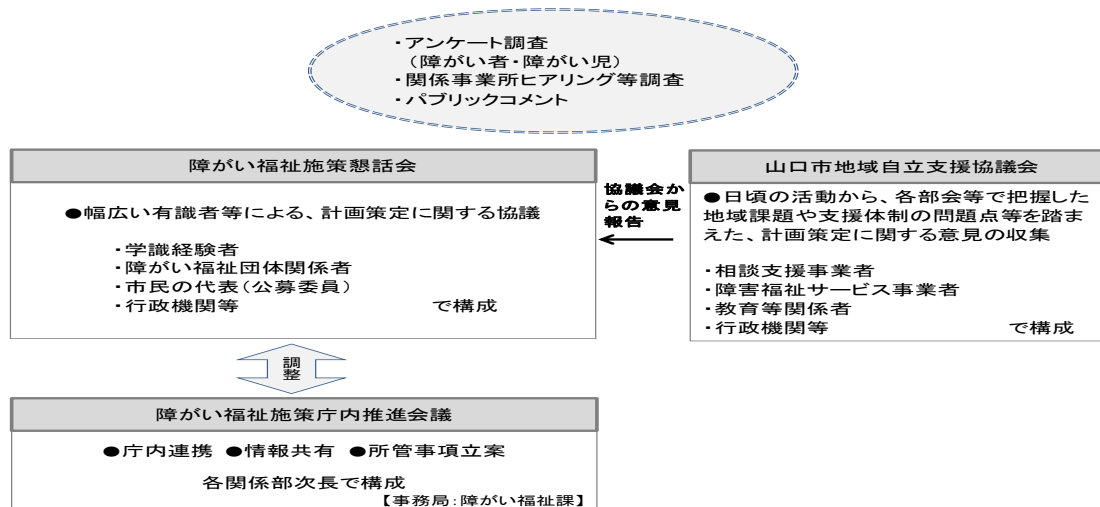
4 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい者団体関係者、公募によって選ばれた市民等で構成される「山口市障がい福祉施策懇話会」を設置し、関係者や市民からの意見の集約を図りながら策定しました。

なお、総合支援法第88条第8項においては、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ協議会(自立支援協議会)の意見を聴くよう努めなければならない」と定められていることから「山口市地域自立支援協議会」から意見を収集しました。

また、支援ニーズ把握のためのアンケート調査、関係事業所ヒアリング等調査及びパブリック・コメントを行い、障がい当事者や市民等の意見を計画に反映させました。

《計画策定体制図》



■アンケート調査

	障がい者対象調査	障がい児等対象調査		子ども・子育て支援に関するニーズ調査	
調査対象	令和4年3月1日時点の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者	令和4年5月1日時点の障害児通所支援利用者の保護者	令和4年5月1日時点の18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者の保護者(左記除く)	各総合支援学校及び特別支援学級在籍児童生徒の保護者	障害児通所支援を利用中の児童の保護者(令和5年7月から9月までの障害児通所支援の更新対象者)
目的	・策定に係る基礎資料	・相談支援体制検討のための基礎資料 ・療育以外のサービス等利用状況 ・本市に望む施策の把握 等		・子ども・子育て支援の利用ニーズの把握	
関連施策	第3章 総合支援法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策	第4章 児童福祉法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策		第4章 児童福祉法に基づくサービス等の必要な量の見込みとその確保策	
配布数	1,000人	877人(重複者350人除く) 695人 532人		833人	134人
抽出方法	層化抽出法	全対象者		小学5年生以下全員	
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収		各学校にて配布・郵送回収	更新勸奨時に郵送配布・窓口または郵送回収
回収数	550人	669人		73人	
回収率	55.0%	669/1,489(1,710-重複した調査票221)=44.9%		54.5%	
調査期間	令和4年4月1日～4月27日	令和4年5月25日～6月24日		令和5年7月～9月	

■事業所ヒアリング等調査

	相談支援事業所ヒアリング	施設入所支援事業所ヒアリング	生活介護事業所アンケート調査	就労系事業所アンケート調査	障害児通所支援事業所アンケート調査
調査対象	山口市内の全指定特定(障害児)相談支援事業所	山口市内の全施設入所支援事業所	山口市内の全生活介護事業所	山口市内の全就労系(就労移行支援、就労継続支援)事業所	山口市内の全障害児通所支援事業所
目的	・相談支援体制充実のための基礎資料 ・福祉サービスの量の把握 ・子ども・子育て支援の利用ニーズの把握	・当該事業の課題の把握 ・当該事業の見込量の把握 ・地域移行への移行者数の把握	・当該事業の課題の把握 ・当該事業の見込量の把握 ・総合支援学校卒業生のサービス利用把握	・当該事業の課題の把握 ・当該事業の見込量の把握 ・一般就労への移行者数等の把握	・当該事業の充足状況 ・今後の事業拡大見込み 等
関連施策	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策 第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策 等	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策	第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策
対象事業所数	12事業所	6事業所	20事業所	36事業所	38事業所
抽出方法	-	-	-	-	-
調査方法	事前にアンケートを送付した後ヒアリング実施	事前にアンケートを送付した後ヒアリング実施	メール送付・回収	メール送付・回収	メール送付・回収
調査期間	令和5年9月～10月	令和5年9月	令和5年8月	令和5年8月	令和5年8月

5 国の基本指針の見直し

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応できるよう、また、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、国の基本指針の見直しが行われ、以下の項目を計画の成果目標に新たに位置付けることとしました。

地域生活支援の充実 ※新たな成果目標

強度行動障がい等を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を進める必要があります。

福祉施設から一般就労への移行等 ※新たな成果目標

地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進める必要があります。

障害児支援の提供体制の整備等 ※新たな成果目標

市町村等に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する必要があります。

相談支援体制の充実・強化等 ※新たな成果目標

地域づくりに向けた地域自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する必要があります。

6 令和8年度に向けた成果目標

国の基本指針の見直しを踏まえ、下記の7つの成果目標を設定します。
成果目標の考え方や目標達成のための方策は、第2章に掲載しています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がい者が、今後、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指した成果目標。

- ①地域生活移行者数
- ②施設入所者の削減数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築についての成果目標。(成果目標は、県が設定。)

(3) 地域生活支援の充実

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実が図られるよう、地域生活支援拠点等の整備、機能の充実についての成果目標。また、強度行動障がいをする者の支援体制の充実が図られるよう、支援体制の整備についての成果目標。

- ①地域生活支援拠点等の整備及びその運用状況の検証及び検討
- ②強度行動障害を有する障害者に関する支援体制の整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業所等を通じて一般就労への移行を推進するための成果目標。

- ①一般就労移行者数
- ②就労定着支援事業の利用者数
- ③協議会等を設けての取組の推進

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置など、障がい児支援の提供体制を確保するための成果目標。

- ①児童発達支援センターの設置
- ②障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築
- ③主に重症心身障害児を支援する事業所の設置
- ④医療的ケア児のための協議の場の設置等



(6)相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保するための成果目標。

- ①基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保
- ②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等への取組及び協議会の体制の確保

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

サービスの質の向上を図るための体制を構築するための成果目標。

- ①障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

上記の成果目標を達成するために、国の基本指針に基づき、活動指標を設定している項目があります。活動指標の考え方等については、第2章に掲載しています。

・活動指標

成果目標を達成するために必要な見込量等

	項 目	市町村の成果 目標の記載	市町村の活動 指標の記載
成果目標 1	施設入所者の地域生活への移行	有	—
成果目標 2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	県が記載	有
成果目標 3	地域生活支援の充実	有	有
成果目標 4	福祉施設から一般就労への移行等	有	—
成果目標 5	障害児支援の提供体制の整備等	有	—
成果目標 6	相談支援体制の充実・強化等	有	有
成果目標 7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	有	有

7 障害福祉サービス等の体系

各種サービスの体系は下表のとおりです。

前項の7つの成果目標を達成するために必要なサービス提供量等の見込みとその確保策については、第3章から第5章に掲載しています。

1 総合支援法に基づくサービス	
(1) 訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
(2) 日中活動系サービス	生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所
(3) 居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援、自立生活援助
(4) 相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
(5) 発達障害者等に対する支援	ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、ペアレントメンター、ピアサポート
2 児童福祉法に基づくサービス	
(1) 障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援
(2) 障害児入所支援【県事業】	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
(3) 子ども・子育て支援	保育所、認定こども園、放課後児童クラブ
3 地域生活支援事業	
【必須事業】	
(1) 理解促進研修・啓発事業	講座の開催・広報活動等
(2) 自発的活動支援事業	ピアサポート・災害対策・孤立防止活動支援・社会活動・ボランティア活動支援
(3) 相談支援事業	障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見制度実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 等
(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業・手話奉仕員派遣事業・要約筆記者派遣事業・手話通訳者設置事業
(7) 日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具・自立生活支援用具・在宅療養等支援用具・情報意思疎通支援用具・排泄管理支援用具 等
(8) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修の実施
(9) 移動支援事業	ガイドヘルパーの派遣
(10) 地域活動支援センター事業	地域活動支援センター(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型)での通所サービスや意識啓発事業 等
【任意事業】	
(11) 市が自主的に取り組む事業	日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、社会参加支援事業

【成果目標】

- 1 施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第2章 障害福祉サービス等提供体制確保に関する成果目標

本章では、国の基本指針により、障害福祉サービス等の提供体制確保についての成果目標を、本市における実情に応じて設定するものです。

1 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある人が、今後、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等での地域生活を送ることができるようになることを目指し、令和8年度における目標を下記のとおり設定します。

【成果目標①】 施設入所から地域生活に移行する者の数

【成果目標②】 施設入所者の削減数

■国が示す基本的な考え方

- ①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
 - ②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。
- *令和5年度末において、令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加える。

本市における考え方

【成果目標①】

施設入所から地域生活に移行する者の数について、国が示す目標値は上記のとおりですが、山口県では、この考え方を基本に、山口県の令和4年度実績値(1.0%)や地域生活への移行等に関する意向なども踏まえ、実現可能な目標設定を求めています。

こうしたことから、本市の目標値を、山口県の第6期計画における目標値と同じ1.9%とします。(地域生活移行者数:5人)



【成果目標②】

施設入所者の削減数について、山口県の第6期計画においては、削減目標であった1.8%を達成する見込みです。

一方、本市では施設入所者数が増加する中で、令和8年度に向けては削減を目指していくことから、山口県の第6期計画における目標値と同じ1.8%とします。(施設入所者の削減数:5人)

項目	目標	算出根拠等
【成果目標①】 令和8年度末の地域生活移行者数	5人	令和4年度末時点の施設入所者236人(*)を基準とし、1.9%の人がグループホームなどへ移行すると見込む
【成果目標②】 令和8年度末の施設入所者の削減数	5人	令和4年度末時点の施設入所者236人(*)を基準とし、1.8%の削減を見込む

(*)令和4年度末時点の施設入所者236人は、令和4年度末時点の施設入所者数252人から本市における継続入所者16人を除いた人数。

継続入所者数とは、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)」による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた者(18歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているものの数。

目標達成のための方策

【成果目標①】

・障がいのある人が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援体制の整備について、地域自立支援協議会等を活用し、引き続き取り組みます。

【成果目標②】

・地域生活支援拠点等の整備とともに、地域の相談支援体制を強化し、本人や家族の意向を伺いながら地域での生活を支援できる体制の整備を継続します。



<参考>

本市の第四次計画で掲げた成果目標についての令和4年度時点の達成状況は下記のとおりです。

【成果目標①】 令和5年度末の地域生活移行者数

令和5年度目標	令和4年度実績	令和4年度時点 達成率
4人*	2人	50.0%

*令和元年度末時点の施設入所者231人を基準とし、1.6%の人がグループホームなどへ移行すると見込む

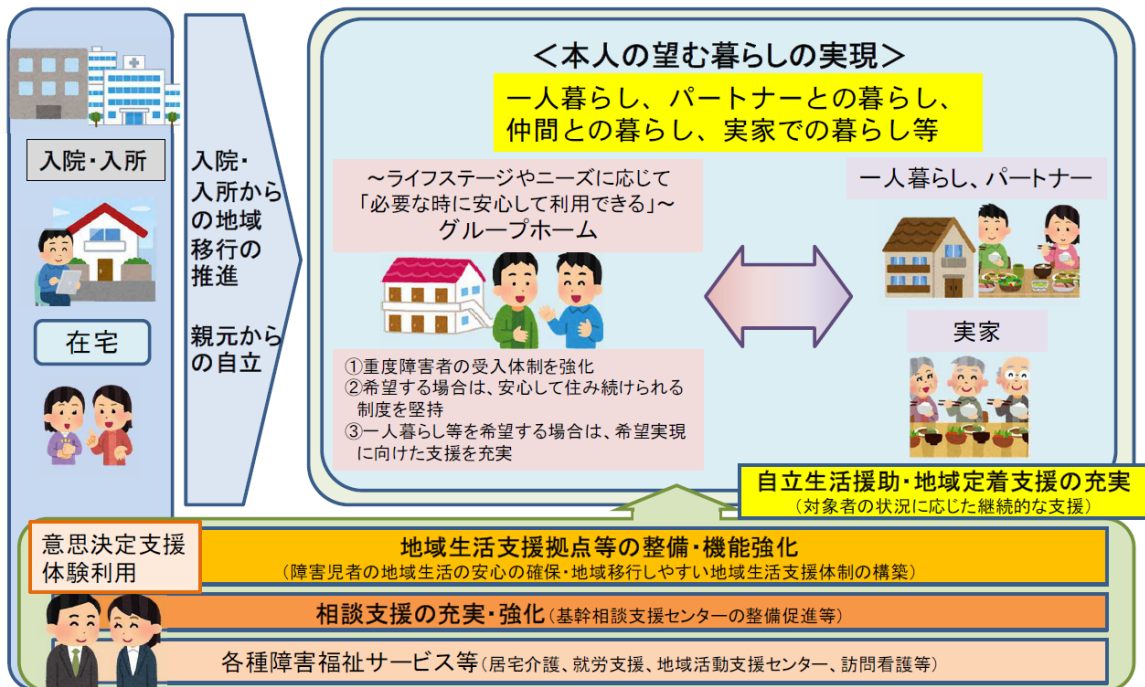
【成果目標②】 令和5年度末の施設入所者の削減数

令和5年度目標	令和4年度実績	令和4年度時点 達成率
4人減*	5人増	0.0%

*令和元年度末時点の施設入所者231人を基準とし、1.6%の削減を見込む

障害者が希望する地域生活の実現のための支援の充実

障害者が希望する地域生活の実現及び継続を支援するため、**障害者の地域生活支援施策を充実・強化。**



図表1:厚生労働省資料

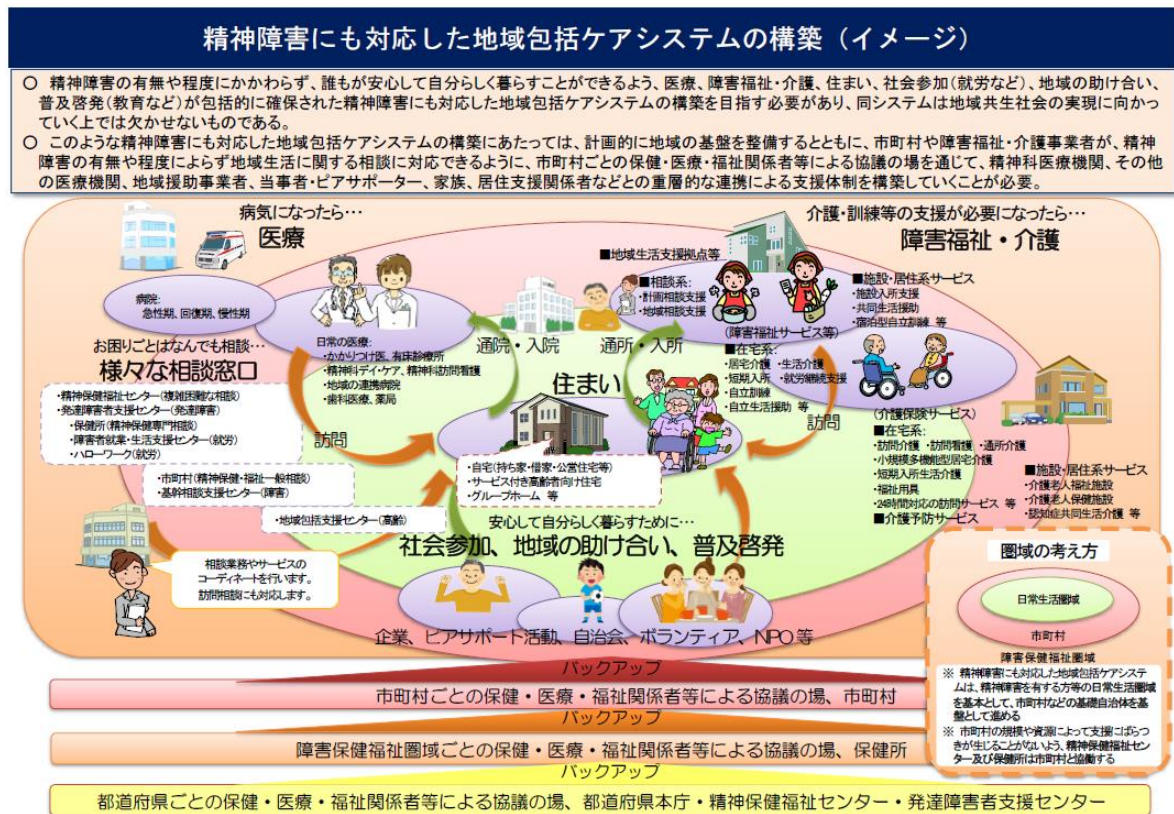


2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるために、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築していくことが重要となっています。

本市においては、当該システムの構築を推進していくための保健、医療、福祉関係者の協議の場として、山口・吉南地区地域ケア連絡会議の「障がい者地域移行専門部会」や地域自立支援協議会を活用していくこととしています。

精神疾患を有する全国の患者数は令和2年に610万人を超え、メンタルヘルスの不調や精神疾患は誰もが経験しうる身近な問題や疾患となっており、それらの予防や早期発見、介入を行うために、住民に身近な市町村において「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進し、相談支援体制を整えることが必要です。



図表2:「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書抜粋

成果目標については、以下の3点を県が目標設定します。

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
- ・精神病床における早期退院率(入院後3か月・6か月・1年時点の退院率)

成果目標を達成するための「活動指標」については、国が示す基本的な考え方に基づき設定します。

第五次計画の活動指標と考え方

■国が示す基本的な考え方

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、次に掲げる活動指標の数値の見込みを設定する。(活動指標①～⑧)

- ①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
- ②市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数の見込みを設定する。
- ③市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- ④現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ⑤現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ⑥現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ⑦現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ⑧現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。



本市における活動指標と見込値

【活動指標①～③】

山口・吉南地区地域ケア連絡会議「障がい者地域移行専門部会」や、地域自立支援協議会等での協議を想定しています。

【活動指標④～⑧】

現在の利用者数等を踏まえ、見込数を算出しています。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
②保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	人	10	10	10
③保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
④精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人	1	1	1
⑤精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人	1	1	1
⑥精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人	70	70	70
⑦精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人	2	2	2
⑧精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数 新規	人	22	22	22

目標達成のための方策

- ・引き続き相談支援事業所等と連携し、地域における福祉の基盤整備を進め、地域移行・地域定着支援等を着実に進めていきます。
- ・山口・吉南地区地域ケア連絡会議や、地域自立支援協議会を活用し、病院や施設関係者と地域の支援者との情報共有や課題等を検討し取組を行います。
- ・ストレス対処や精神疾患に関する正しい理解の普及、精神障がい者との交流などによる偏見をなくす取組等、啓発活動を推進します。
- ・関係機関と連携を図りながら、メンタルヘルスに課題を持つ人や精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるような重層的な連携による支援体制について検討します。



<参考>

本市の第四次計画で掲げた活動指標の実績値は下記のとおりです。

項目	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
①保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	0	1
②保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	人	0	0	6
③保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
④精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人	1	1	0
⑤精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人	0	0	0
⑥精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人	64	68	55
⑦精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人	1	1	2
⑧精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	人	22	19	20

※④～⑧について、令和3年度、令和4年度は4月～3月の実績、令和5年度は4月～6月の実績から算出

※⑧は第五次計画からの新たな活動指標



3 地域生活支援の充実

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援するための機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等）を整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備（地域生活支援拠点等の整備）が、国が示す新たな目標として本市の第三次計画から盛り込まれ、地域の実情に応じて必要な機能を整備することが求められたところです。

本市においても、次の2点を段階的に検討、整備していくとともに、地域の相談支援専門員等と連携し、支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなど、その機能の充実を図る必要があります。

(1)緊急時の相談や短期入所等の受入・対応体制を整備することにより、地域における生活の安心感を担保する機能の整備

(2)入所施設や病院、親元からのグループホームや一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制の整備

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要があります。

【成果目標①】 地域生活支援拠点等の整備及びその運用状況の検証及び検討

【成果目標②】 強度行動障害を有する障害者に関する支援体制の整備 **新規**

■国が示す基本的な考え方

①令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業者等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

②令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。



本市における考え方

【成果目標①-1】

本市では、令和5年度末までに地域生活支援拠点等を整備し、市ウェブサイトで公表する予定としています。

【成果目標①-2】

地域生活支援拠点等の支援の実績を踏まえ、機能の充実にに向けた運用状況の検証及び検討を実施し、山口市障がい福祉施策懇話会において公表します。

【成果目標②】

国の基本指針を踏まえ、強度行動障がいをもつ障がい者に関して、その状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備について検討します。

項目	目標	算出根拠等
【成果目標①-1】 地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和5年度末までに整備予定
【成果目標①-2】 機能の充実にに向けた運用状況の検証及び検討	年6回	令和6年度以降、運用状況の検証及び検討を実施
【成果目標②】 強度行動障害をもつ障害者に関する支援体制の整備 新規	確保	令和8年度までに確保する

成果目標を達成するための「活動指標」については、国が示す基本的な考え方に基づき設定します。

第五次計画の活動指標と考え方

■国が示す基本的な考え方

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、次に掲げる活動指標の数値の見込みを設定する。

- ①地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数の年間の見込み数を設定する。



本市における活動指標と見込値

【活動指標①】

地域で支えあう仕組み(体制)づくりを基幹相談支援センター及び地域の相談支援事業所間のネットワークで推進することで、コーディネーター機能を果たします。

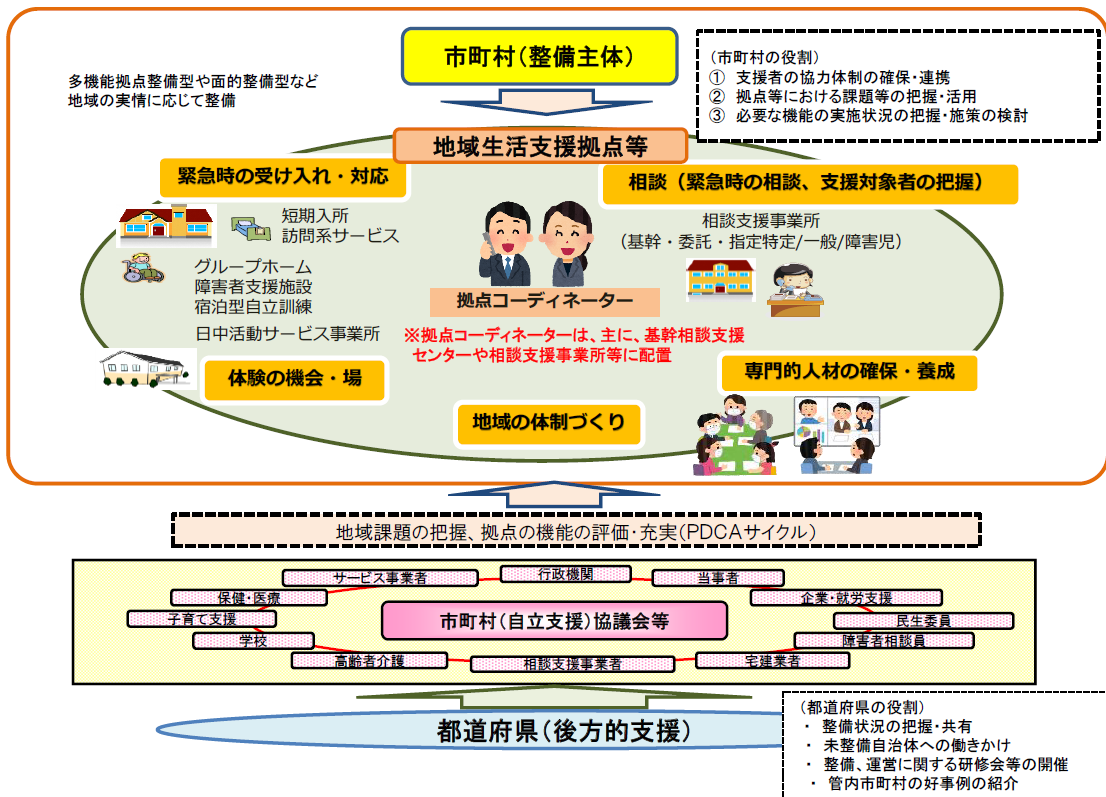
項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	人	5	5	5

目標達成のための方策

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実・強化のため、地域の障がい者等や家族、関係者からニーズを把握し、継続的にPDCAサイクルで検証・検討していきます。
- ・障がい者等や家族と関わりのある相談支援事業所の相談支援専門員等と連携して、緊急時の支援リスクが高い方(独居、身寄りなし、医療的ケアが必要な世帯等)をあらかじめ把握し、緊急時を見据えた予防的な取組を推進します。
- ・支援困難度が高い強度行動障がい者の地域での受入促進へ向けた支援体制の推進等に関して協議をする場をつくります。



地域生活支援拠点等・基幹相談支援センター・協議会の関係（イメージ図）



図表3：地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運用状況の検証及び検討の手引き抜粋



4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進するための目標を設定します。

【成果目標①】 一般就労への移行者数

【成果目標②】 就労定着支援事業の利用者数

【成果目標③】 協議会等を設けての取組の推進 新規

■国が示す基本的な考え方

- ①令和8年度中に一般就労に移行する人数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める(就労移行支援:1.31倍以上、就労継続支援A型:1.29倍以上、就労継続支援B型:1.28倍以上)。
- ②令和8年度の就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ③都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。

本市における考え方

国が示す基本的な考え方に基づき目標値を設定します。

項目	目標	算出根拠等
【成果目標①-1】 令和8年度の一般就労移行者数	25人	令和3年度中に福祉施設から一般就労に移行した18人を基準とし、国が示す伸び率1.28倍から算出した者の数 ※成果目標①-2 ~ ①-4の合計値



項目	目標	算出根拠等
【成果目標①-2】 令和8年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	12人	令和3年度の就労移行支援事業から一般就労へ移行した9人を基準とし、国が示す伸び率1.31倍から算出した者の数
【成果目標①-3】 令和8年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	7人	令和3年度の就労継続支援A型事業から一般就労へ移行した5人を基準とし、国が示す伸び率1.29倍から算出した者の数
【成果目標①-4】 令和8年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	6人	令和3年度の就労継続支援B型事業から一般就労へ移行した4人を基準とし、国が示す伸び率1.28倍から算出した者の数
【成果目標②】 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	16人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数11人を基準とし、国が示す伸び率1.41倍から算出した者の数
【成果目標③】 協議会等を設けての取組の推進 新規	推進	地域自立支援協議会就労支援部会の活動強化及び「山口市雇用対策協定」による取組等において推進

目標達成のための方策

- ・就労移行支援等の活用により、就労への移行を促進します。
- ・障がい者法定雇用率が段階的に引き上げられることを踏まえて、障がい者雇用への理解及び環境整備の促進を働きかけます。
- ・障がい者の希望や能力に沿った就労の実現が図られるよう、地域自立支援協議会就労支援部会や山口市雇用対策協定運営協議会等を通じて、地域における障がい者の就労支援に関する状況を把握し、関係機関等と共有した上で、障がい者の就労支援の充実に努めます。



<参考>

本市の第四次計画で掲げた成果目標についての令和4年度時点の達成状況は下記のとおりです。

【成果目標①-1】 令和5年度の一般就労移行者数

令和5年度目標	令和4年度実績	令和4年度時点 達成率
39人*	7人	17.9%

*令和元年度中に福祉施設から一般就労に移行した30人を基準とし、国が示す伸び率1.27倍から算出した者の数

【成果目標①-2】 令和5年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数

令和5年度目標	令和4年度実績	令和4年度時点 達成率
23人*	4人	17.4%

*令和元年度の就労継続支援A型事業から一般就労へ移行した17人を基準とし、国が示す伸び率1.30倍から算出した者の数

【成果目標①-3】 令和5年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

令和5年度目標	令和4年度実績	令和4年度時点 達成率
4人*	2人	50.0%

*令和元年度の就労継続支援A型事業から一般就労へ移行した3人を基準とし、国が示す伸び率1.26倍から算出した者の数

【成果目標①-4】 令和5年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数

令和5年度目標	令和4年度実績	令和4年度時点 達成率
12人*	1人	8.3%

*令和元年度の就労継続支援B型事業から一般就労へ移行した9人を基準とし、国が示す伸び率1.23倍から算出した者の数

【成果目標②】 令和5年度における就労定着支援事業の利用者数

令和5年度目標	令和4年度実績	令和4年度時点 達成率
28人*	14人	50.0%

*令和5年度一般就労移行者数見込39人の7割が就労定着支援事業を利用することとする



5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい種別ごとのニーズやライフステージに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

【成果目標①】 児童発達支援センターの設置

【成果目標②】 障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築 新規

【成果目標③】 主に重症心身障害児を支援する事業所の設置

【成果目標④】 医療的ケア児のための協議の場の設置等

■国が示す基本的な考え方

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ②各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

本市における考え方

【成果目標①】

本市では、既に1か所の児童発達支援センターが設置されており、現状を維持します。

【成果目標②】

児童発達支援センターにおける事業実施において推進します。

【成果目標③】

本市では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が各1か所設置されており、現状を維持します。



【成果目標④】

地域自立支援協議会等を活用し情報共有等を実施するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置により専門的な相談支援に対応できるよう体制を維持します。

項目	目標	算出根拠等
【成果目標①】 児童発達支援センターの設置	1か所	平成24年度に設置済
【成果目標②】 保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築 新規	推進	巡回支援専門員整備事業や発達障がい児地域支援体制強化事業の実施において推進
【成果目標③-1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	1か所	令和2年度に開設済
【成果目標③-2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	1か所	令和2年度に開設済
【成果目標④-1】 医療的ケア児のための協議の場の設置	継続実施	地域自立支援協議会等を活用し情報共有等を実施
【成果目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	継続配置	令和2年度に配置し、山口県ホームページで公表済

目標達成のための方策

・引き続き国の指針に基づき、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供できる体制の充実を図ります。



6 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業所等は、障がい者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携に努めることが必要となります。

そのため、障がい者基幹相談支援センターの機能強化及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けて取り組みます。

【成果目標①】 基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保

【成果目標②】 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等への取組及び協議会の体制の確保 新規

■国が示す基本的な考え方

- ①令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

本市における考え方

【成果目標①】

障がい福祉課内に設置、運営している山口市基幹相談支援センターを地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、その機能強化に努め、地域自立支援協議会を活用しながら、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を充実します。

【成果目標②】

地域自立支援協議会の活動強化により、その体制を確保します。



項目	目標	算出根拠等
【成果目標①】 基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	充実	平成26年度に直営でセンター設置済 加えて、センターの機能強化、地域自立支援協議会の活用により充実する
【成果目標②】 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等への取組及び協議会の体制の確保 新規	確保	地域自立支援協議会の活動強化により確保する

成果目標を達成するための「活動指標」については、国が示す基本的な考え方に基づき設定します。

第五次計画の活動指標と考え方

■国が示す基本的な考え方

相談支援体制を充実・強化するため、また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、次に掲げる活動指標の数値の見込みを設定する。(活動指標①～⑦)

- ①地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
- ②地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
- ③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。
- ④個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。
- ⑤基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
- ⑥協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数の見込みを設定する。
- ⑦協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)の見込みを設定する。

本市における活動指標と見込値

【活動指標①～③】

基幹相談支援センターの具体的な業務内容であり、今後も引き続き取り組んでいくことから、令和4年度の実績と同程度と見込んでいます。



【活動指標④】

「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き(令和2年3月)」を活用し、実施を検討します。

【活動指標⑤】

基幹相談支援センター等機能強化事業を活用し、主任相談支援専門員を確保します。

【活動指標⑥】

既存の各種会議体を活用して実施します。

【活動指標⑦】

地域自立支援協議会における活動実績を見込んでいます。

- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化(①～⑤)
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善(⑥～⑦)

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	9	9	9
②地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	6	6	6
③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	8	8	8
④個別事例の支援内容の検証の実施回数 新規	回	1	1	1
⑤主任相談支援専門員の配置 新規	人	1	1	1
⑥-1 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 新規	回	10	10	10
⑥-2 参加事業者・機関数 新規	事業所・機関	6	6	6
⑦-1 協議会の専門部会の設置数 新規	部会	5	5	5
⑦-2 専門部会の実施回数 新規	回	15	15	15

※活動指標の④～⑦については、第五次計画からの新たな活動指標であることから、見込値については、今後の検討において変更する可能性があります。



目標達成のための方策

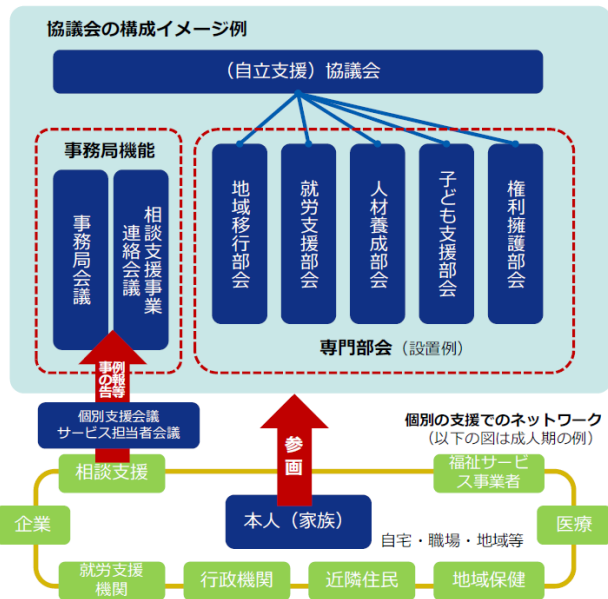
- ・地域の相談支援に携わる職員の資質の向上、関係機関とのネットワークの強化を図り、対応困難事例の課題解決等に取り組み、地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。
- ・地域自立支援協議会相談支援部会において、個別の課題等を幅広く把握する立場にある相談支援専門員間の連携強化を図るとともに、相談体制及び質の向上について検討し、支援体制の強化につなげます。
- ・障がい福祉分野の諸課題に対応するため、地域自立支援協議会の機能強化を目指し、協議会全体のあり方の検討、各部会の活性化に取り組みます。
- ・地域の計画相談支援等、障害者相談支援事業(委託相談)、基幹相談支援センターによる重層的な相談支援体制について、検証・評価を行い、充実・強化に努めます。

市町村協議会の主な機能

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ・地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
 - ・地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
 - ・地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
 - ・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
 - ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
 - ・地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
 - ・市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
 - ・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
 - ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
 - ・市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
 - ・専門部会等の設置、運営等
- 〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について〕(平成25年3月28日 障発0328-8)



図表4:厚生労働省資料



<参考>

本市の第四次計画で掲げた活動指標についての実績値は下記のとおりです。

項目	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
①地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	4	8	9
②地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	6	6	7
③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	6	9	9



7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供することが重要です。

利用者の個々のニーズに対応できるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を図ります。

【成果目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

■国が示す基本的な考え方

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

本市における考え方

県が実施する研修への市職員の積極的な参加のほか、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を分析・活用し、事業所等と共有する体制を構築します。

項目	目標	算出根拠等
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築	構築	令和8年度までに構築する



成果目標を達成するための「活動指標」については、国が示す基本的な考え方に基づき設定します。

第五次計画の活動指標と考え方

■国が示す基本的な考え方

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築するため、次に掲げる活動指標の数値の見込みを設定する。(活動指標①～②)

①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

本市における活動指標と見込値

【活動指標①】

山口県が例示した研修会等への参加人数を見込んでいます。

【活動指標②】

事業所等と情報共有をする機会を設定します。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	実施の有無	有 (8人)	有 (8人)	有 (8人)
②障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	体制の有無	有 (1回)	有 (1回)	有 (1回)

※山口県が実施する①の研修(例示)

- ・相談支援従事者研修
- ・サービス管理責任者研修
- ・児童発達支援管理責任者研修
- ・強度行動障害支援者養成研修
- ・医療的ケア児等支援者コーディネーター養成研修
- ・障害者虐待防止・権利擁護研修
- ・障害支援区分認定調査員研修
- ・市町審査会委員研修

目標達成のための方策

- ・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修を職員が計画的に受講するよう努めます。
- ・障害者自立支援審査支払システムの審査結果を分析等し、事業所等との情報共有に努めます。



<参考>

本市の第四次計画で掲げた活動指標についての実績値は下記のとおりです。

項目	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
①都道府県が実施する障害福祉サービス等に 係る研修の参加や都道府県が市町村職員 に対して実施する研修の参加人数	実施の 有無	有 (9人)	有 (9人)	有 (6人)
②障害者自立支援審査支払システム等で の審査結果を分析してその結果を活用し、事 業所や関係自治体等と共有する体制の有無 及びそれに基づく実施回数	体制の 有無	無 (0回)	無 (0回)	無 (0回)

※②毎月、障害者自立支援審査支払システムにより給付内容の審査を行い、適正な支援が提供されるよう必要に応じてサービス提供事業者に対して連絡調整を行っていますが、組織的な対応とはなっていない状況です。



第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策

本章では、第2章で定めた、成果目標等を達成するために必要な、総合支援法に基づくサービス提供量等の見込みとその確保策を定めます。

1 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	食事や入浴、排泄などの身体介護や身体介護を伴わない家事援助等を障がいのある人の居宅に出向いて提供します。
重度訪問介護	常時介護を必要とする障がいのある人に対して、食事・入浴・排泄の身体介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動の際の介護を総合的に提供します。重度の肢体不自由のある人もしくは知的障がいのある人又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が対象です。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいがある人について、外出時に同行し、移動に必要な情報提供とともに移動の援護その他の支援を提供します。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して居宅介護等を包括的に提供します。

第五次計画の見込量

サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①居宅介護	人/月	実利用人数	149	154
	時間/月	延利用時間	2,086	2,156	2,226
②重度訪問介護	人/月	実利用人数	11	11	11
	時間/月	延利用時間	2,475	2,475	2,475
③同行援護	人/月	実利用人数	34	34	34
	時間/月	延利用時間	510	510	510

サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	④行動援護	人/月	実利用人数	1	1
時間/月		延利用時間	15	15	15
⑤重度障害者等包括 支援	人/月	実利用人数	0	0	0
	時間/月	延利用時間	0	0	0

第五次計画の見込量の考え方

【①居宅介護】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度までの実績は概ね横ばいですが、令和5年度に入り増加傾向となっていることを踏まえ、令和4年度を基準に年5人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用時間については、令和3年度から令和4年度までの実績から、一人あたり14時間／月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	142	144	152
時間/月	1,943	1,998	2,125

*令和3年度、令和4年度は4月～3月の実績、令和5年度は4月～6月の実績から算出

(以降、この章では同じ)

【②重度訪問介護】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度までの実績が横ばいであることを踏まえ、令和4年度の実績と同人数を見込んでいます。

・利用時間については、令和3年度から令和4年度までの実績から、一人あたり225時間／月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	11	11	11
時間/月	2,468	2,455	2,554

【③同行援護】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度までの実績が概ね横ばいであることを踏まえ、令和4年度の実績と同人数を見込んでいます。

・利用時間については、コロナ禍前の令和元年度まで実績を見込み、一人あたり15時間／月とします。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	31	34	34
時間/月	446	436	416

【④行動援護】

- ・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで利用者はありませんでしたが、1人の利用を見込んでいます。
- ・利用時間については、同行援護と同じく一人あたり15時間／月で見込んでいます。

【⑤重度障害者等包括支援】

- ・これまで利用実績がないことや県内に事業所がないことなどから、利用は見込んでいません。

見込量を確保するための方策

【①居宅介護、②重度訪問介護、③同行援護、④行動援護】

- ・人材の育成や確保に努め、サービスの充実を図ります。
- ・自立を促すサービス提供が実施できるよう、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画に基づき、相談支援事業所と連携し、個々の状況に応じたサービスの支給決定を行います。

【⑤重度障害者等包括支援】

- ・事業所の確保を図ります。



2 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名		サービスの概要
生活介護		常時介護を必要とする人が安定した生活を営むために、主として昼間に支援施設で入浴、排泄、食事の介護を行うほか、創作活動や生産活動の機会を提供します。障害支援区分3以上(施設入所の場合は4以上)、50歳以上の人の場合は障害支援区分2以上(施設入所の場合は3以上)の人が対象です。
自立訓練(機能訓練)		地域生活を営むうえで必要な身体機能を維持・回復・向上させるために、作業療法や理学療法によるリハビリテーションや歩行訓練、家事等の日常生活上の活動訓練、コミュニケーションの訓練、これらについての相談・支援を18か月以内の期間を標準として個別の支援計画に基づいて行います。
自立訓練 (生活訓練)	(生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある人を対象に、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通って、地域での日常生活で必要になる食事や家事などの訓練や日常生活上の相談を行う支援です。24か月以内の期間を標準として、利用者の自宅又は一定の場所に通って訓練を行うものです。ただし、長期間通所・入院をしていた人については36か月以内を標準の期間とします。
	(宿泊型自立訓練)	知的障がいや精神障がいのある人で、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等を対象に、地域移行に向けて、一定期間、居室その他の設備を利用しながら、帰宅後の家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言そのほかの必要な支援を行います。標準期間は生活訓練と同じです。
就労選択支援		障がいのある人自身が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する人に、2年間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型)		通常の事業所に雇用されることが困難ではあるが、雇用契約に基づく就労が可能である人に対して作業所への通所など、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。

就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が困難である人に対して、雇用契約に基づかない作業所内における就労の機会を提供します。
就労定着支援	一般就労した障がいのある人に対して就職先の企業や自宅へ訪問等し、必要な連絡調整や指導・助言を行い、職場に定着できるよう支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	介護者が病気などで一時的に介護ができない場合に、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。

第五次計画の見込量

サービス名		単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①生活介護	人/月	実利用人数	463	471	479	
	人*日/月	延利用日数	9,260	9,420	9,580	
②自立訓練(機能訓練)	人/月	実利用人数	1	1	1	
	人*日/月	延利用日数	15	15	15	
③自立訓練 (生活訓練)	(生活訓練)	人/月	実利用人数	26	26	26
		人*日/月	延利用日数	390	390	390
	(宿泊型自立訓練)	人/月	実利用人数	8	8	8
		人*日/月	延利用日数	224	224	224
④就労選択支援	人/月	実利用人数		7	14	
	人*日/月	延利用日数		70	140	
⑤就労移行支援	人/月	実利用人数	27	28	29	
	人*日/月	延利用日数	432	448	464	
⑥就労継続支援(A型)	人/月	実利用人数	69	74	79	
	人*日/月	延利用日数	1,380	1,480	1,580	
⑦就労継続支援(B型)	人/月	実利用人数	579	589	599	
	人*日/月	延利用日数	9,264	9,424	9,584	

サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑧就労定着支援	人/月	実利用人数	14	15	16
⑨療養介護	人/月	実利用人数	21	21	21
⑩短期入所 (福祉型)	人/月	実利用人数	83	93	103
	人*日/月	延利用日数	664	744	824
⑪短期入所 (医療型)	人/月	実利用人数	1	1	1
	人*日/月	延利用日数	3	3	3

人*日/月:「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出される

*生活介護は、継続入所者数 15人(令和4年度実績値)を除く。

*就労選択支援は、令和7年10月開始予定。

*就労継続支援(B型)は、継続入所者数 1人(令和4年度実績値)を除く。

第五次計画の見込量の考え方

【①生活介護】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで増加していることを踏まえ、令和4年度を基準に年8人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用日数は、令和3年度から令和4年度までの実績から、一人あたり20日/月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	447	455	468
人*日/月	8,960	9,049	9,542

*生活介護の実績に関し、下記の継続入所者数を除く。

(令和3年度以降:15人)

【②自立訓練(機能訓練)】

・実利用人数については、平成29年度以降利用者はありませんが、1人の利用を見込んでいます。

・利用日数については、利用人数を1人と利用を見込んでいることから、平成28年度の実績と同日数である15日/月を見込んでいます。

【③-1 自立訓練(生活訓練)】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで概ね横ばいであることから、令和4年度の実績と同人数を見込んでいます。

・利用日数については、令和3年度から令和4年度までの実績から、両年度の実績の平均値である15日/月を見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	25	26	27
人*日/月	347	421	389

【③-2 自立訓練(宿泊型自立訓練)】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで概ね横ばいであることから、令和4年度の実績と同人数を見込んでいます。

・利用日数については、令和3年度から令和4年度までの実績から、令和4年度の実績と同日数(28日/月)を見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	7	8	8
人*日/月	168	219	216

【④就労選択支援】

・令和7年度(10月)から創設される、就労系サービス利用前のアセスメントを行う事業であることを踏まえ、就労移行支援の暫定支給決定者数を基本に見込んでいます。

【⑤就労移行支援】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度にかけて大きく減少していますが、一般就労への移行は成果目標でもあることから、令和4年度の実績値を基準とし、年1人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用日数については、令和3年度から令和4年度までの実績から、一人あたり16日/月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	36	25	18
人*日/月	545	365	291



【⑥就労継続支援(A型)】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで増加していることを踏まえ、令和4年度を基準に年5人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用日数については、令和3年度から令和4年度までの実績から、一人あたり20日／月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	43	59	65
人*日/月	837	1,138	1,268

【⑦就労継続支援(B型)】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで増加していることを踏まえ、令和4年度の実績を基準とし、年10人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用日数については、令和3年度から令和4年度までの実績から、一人あたり16日／月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	512	559	579
人*日/月	8,306	8,932	9,424

*就労継続支援(B型)の実績に関し、各年度の継続入所者1人を除く。

【⑧就労定着支援】

・一般就労への移行に加え、一般就労の定着も重要であること、また、本事業の利用者数の増加は成果目標でもあることから、年1人ずつ増加すると見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	11	14	9

【⑨療養介護】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度までやや増加傾向でしたが、今後は横ばいで推移すると見込むことから、令和4年度の実績と同人数を見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	19	21	22

【⑩短期入所(福祉型)】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まではコロナ禍で低調な実績でしたが、令和5年度に入り増加傾向となっていることを踏まえ、令和4年度を基準に年10人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用日数については、令和3年度から令和4年度までの実績から、一人あたり8日/月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	58	63	82
人*日/月	493	555	655

【⑪短期入所(医療型)】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで横ばいであることから、令和4年度の実績と同人数を見込んでいます。

・利用日数については、コロナ禍前の令和元年度の実績と同日数(3日/月)を見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	1	1	0
人*日/月	1	1	0

見込量を確保するための方策

【①生活介護】

・総合支援学校の卒業生の受け入れ先の確保を図りつつ、障がいのある人の日中の活動の場を確保するため、関係機関や事業所等と連携し、人材の確保を図るとともに、引き続き事業所の確保を図ります。

【②自立訓練(機能訓練)、③自立訓練(生活訓練)】

・事業所の確保を図ります。

【④就労選択支援、⑤就労移行支援、⑥就労継続支援(A型)、⑦就労継続支援(B型)、⑧就労定着支援】

・引き続き市ウェブサイト等で、各事業所の特色など分かりやすい情報提供を行い、障がいのある方の働くことへの意欲を醸成します。

・地域自立支援協議会等において就労系サービスの利用実態の把握に努め、就労系サービス提供事業者へ情報提供します。



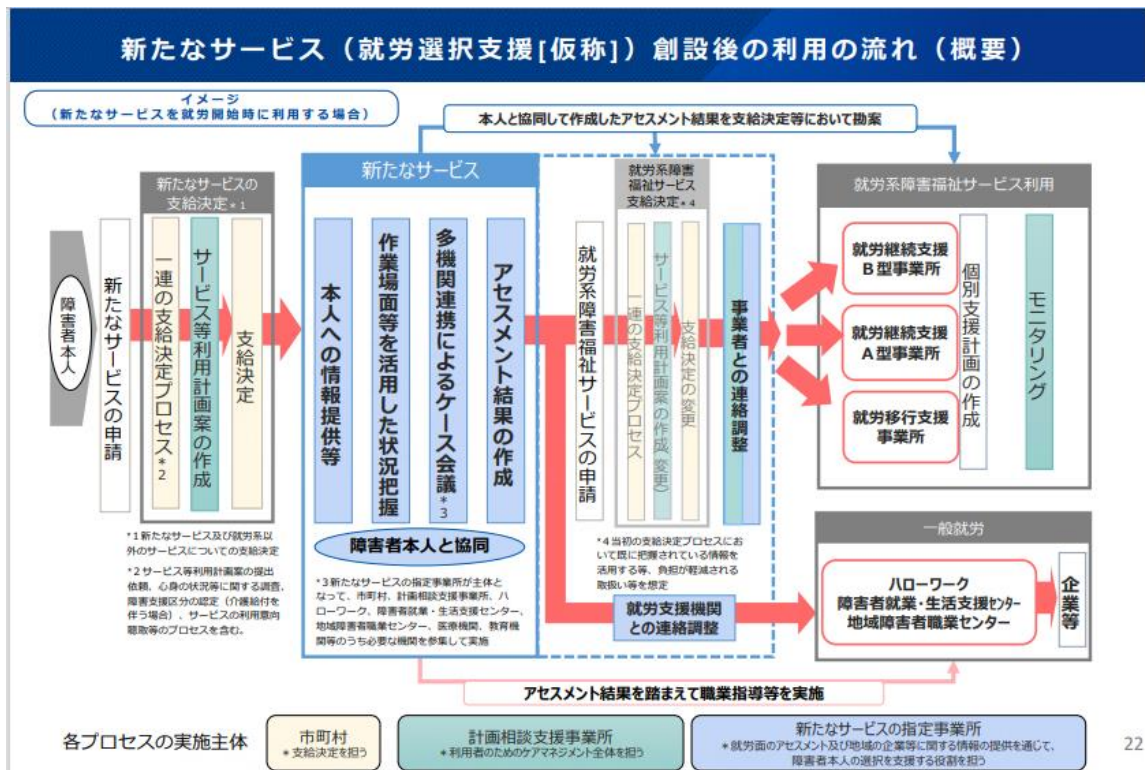
・就労選択支援事業所については、その主旨に基づき事業所開設に向けた働きかけを行います。

【⑨療養介護、⑩短期入所(福祉型)、⑪短期入所(医療型)】

・市内及び近隣自治体の事業所の活用を合わせて、サービス提供体制の確保を図ります。

【共生型サービス】

・介護保険と障がい福祉の両事業者の意向を確認しつ、共生型サービスの整備を推進します。



図表5:厚生労働省資料

3 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している障がいがある人に対して、主に夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護などを提供するものです。
自立生活援助	施設等から一人暮らしをする知的・精神に障がいのある人に対して、定期的な巡回訪問等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整などを行い、地域生活を支援するものです。

第五次計画の見込量

サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①共同生活援助	人/月	実利用人数	233	237	241
②施設入所支援	人/月	実利用人数	233	232	231
③自立生活援助	人/月	実利用人数	4	4	4

*施設入所支援は、継続入所者数 16人(令和4年度実績値)を除く。

第五次計画の見込量の考え方

【①共同生活援助】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで増加していることを踏まえ、令和4年度を基準に年4人ずつ増加すると見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	221	225	232

【②施設入所支援】

・成果目標である施設入所者の地域生活への移行の増加を踏まえ、年1人ずつ減少すると見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	229	234	237

*施設入所支援の実績に関し、下記の継続入所者数を除く。

(令和3年度以降:16人)

【③ 自立生活援助】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで横ばいであることから、令和4年度の実績と同人数を見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	3	4	3

見込量を確保するための方策

【① 共同生活援助】

- ・広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保を図ります。
- ・重度障がい者の受け入れが可能な日中サービス支援型の事業所開設に向けた働きかけを行います。

【② 施設入所支援】

- ・関係機関と連携しながら、地域生活への移行を推進し、入所者数の減少を図ります。

【③ 自立生活援助】

- ・関係機関との連携を図り、地域移行・地域定着支援の利用に関する働きかけを進め、一人暮らしを希望する入院中の精神障がいのある人や施設入所者が安心して地域で生活できるよう制度の周知を行います。

4 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がいのある人等を対象に、支給決定を行う際にサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設に入所している障がいのある人や入院している精神障がいのある人等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応を行います。

第五次計画の見込量

サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①計画相談支援	人/月	実利用人数	394	412	430
②地域移行支援	人/月	実利用人数	1	2	3
③地域定着支援	人/月	実利用人数	1	2	3

第五次計画の見込量の考え方

【①計画相談支援】

・令和3年度から令和4年度までの実績より、令和4年度を基準に年18人ずつ増加すると見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	340	358	380



【②地域移行支援、③地域定着支援】

・地域移行支援・地域定着支援については、令和3年度から令和4年度までの実績は低調ですが、成果目標である施設入所者の地域生活への移行の増加を踏まえ、地域移行支援、地域定着支援ともに年1人ずつ増加すると見込んでいます。

②地域移行支援

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	1	1	0

③地域定着支援

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	0	0	0

見込量を確保するための方策

- ・障がいのある人と家族が安心して生活するために必要な相談支援事業所の新設に向けた働きかけや人材の確保・育成を図ります。
- ・緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応など、計画相談支援以外の対応が難しい状況にあるため、地域自立支援協議会等を通じ、地域移行等に係るネットワークの構築に努めます。

5 発達障害者等に対する支援

発達障がい児者の早期発見・早期支援には、家族等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の発達障がい児者及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要であることから、活動指標として以下の取組・目標を設定します。

第五次計画の活動指標の目標値

項目	単位	令和4年度 実績	令和6年度 目標	令和7年度 目標	令和8年度 目標
①-1 ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	人	4	4	4	4
①-2 ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	人	2	2	2	2
②ペアレントメンターの人数	人	18	18	18	20
③ピアサポートの活動への参加人数	人	87	87	87	90

*①ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数:県事業として実施したプログラム等への受講者数(実数)及び実施者数(実数)

*②ペアレントメンターの人数:県事業として養成し、登録されているペアレントメンターの人数

*③ピアサポートの活動への参加人数:ペアレントメンター相談会の参加人数(延数)

目標達成のための方策

- ・発達障がい児地域支援体制強化事業を児童発達支援センターへ委託し、ペアレントメンターの活動支援を行います。
- ・ペアレントトレーニングの実施及びペアレントメンターの養成については、引き続き、県事業の委託を受けている児童発達支援センターと連携し、事業の周知を行います。
- ・ピアサポート(保護者の会)については、保護者への情報提供を行います。



第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策

本章では、第2章で定めた、成果目標等を達成するために必要な、児童福祉法に基づくサービス提供量等の見込みとその確保策を定めます。

1 障害児通所支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	未就学児について、施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。 ※令和6年度から「(福祉型)児童発達支援」と「医療型児童発達支援」が一元化されます。
医療型児童発達支援	未就学児で、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下で支援が必要であると認められた児童について、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療等を行います。
放課後等デイサービス	就学児について、授業の終了後又は休業日に施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他、集団生活を営む施設に通う児童を対象に、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	未就学の重度障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児を対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

第三次計画の見込量

サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①児童発達支援	人/月	実利用人数	224	229	234
※医療型との合計値	人*日/月	延利用日数	1,573	1,608	1,643
②放課後等	人/月	実利用人数	504	527	550
デイサービス	人*日/月	延利用日数	6,552	6,851	7,150
③保育所等訪問支援	人/月	実利用人数	18	20	22
	人*日/月	延利用日数	36	40	44
④居宅訪問型 児童発達支援	人/月	実利用人数	2	4	6
	人*日/月	延利用日数	4	8	12
⑤障害児相談支援	人/月	実利用人数	226	246	266
⑥医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	人	配置人数	5	5	5

*人*日/月:「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出される

第三次計画の見込量の考え方

【①-1 児童発達支援】

- ・実利用人数については、令和3年度から令和4年度までの利用実績を踏まえ、令和4年度を基準に年5人ずつ増加すると見込んでいます。
- ・利用日数については、令和4年度の実績から7日/月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	186	219	217
人*日/月	1,274	1,438	1,531

*令和3年度、令和4年度は4月～3月の実績、令和5年度は4月～6月の実績から算出
(以降、この章では同じ)

【①-2 医療型児童発達支援】

- ・令和2年度に市内初の事業所(定員5名)が開設され、令和3年度以降は概ね定員を満たす形で利用されています。今後も定員と同数と見込んでいます。
- ・利用日数については、実績から8日/月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	4	5	5
人*日/月	34	43	29

【②放課後等デイサービス】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度までの実績から、令和4年度を基準に年23人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用日数については、令和5年度の実績見込みから13日/月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	435	458	508
人*日/月	5,343	5,507	6,573

【③保育所等訪問支援】

・実利用人数については、令和3年度から令和4年度までの実績及び小学生の利用が増加していることを踏まえ、令和4年度を基準に年2人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用日数については、利用日数の上限が2週に1回のため、2日/月で見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	10	14	16
人*日/月	10	14	18

【④居宅訪問型児童発達支援】

・現在市内に事業所はありませんが、アンケートで利用を希望する人が20人あるため、実利用人数については、事業所の開設も想定し、令和6年度に年2人の利用を見込み、年2人ずつ増加すると見込んでいます。

・利用日数については、月2回程度の利用を見込み、2日/月で見込んでいます。

【⑤障害児相談支援】

・令和3年度から令和4年度までの利用実績を踏まえ、令和4年度を基準に年20人ずつ増加すると見込んでいます。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	176	186	214



【⑥コーディネーター配置】

・医療的ケア児等からの相談があった場合、医療的ケア児等コーディネーターが配置されている事業所として相談を受け付けること、県ホームページ及び市ウェブサイトにおいて、「医療的ケア児等コーディネーターの配置事業所」として広く一般に公表すること、地域における医療的ケア児等とその家族に対する支援についての協議に協力することを要件に、県が実施するコーディネーター養成講座への受講者推薦を行います。

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人	5	5	5

見込量を確保するための方策

【①児童発達支援、②放課後等デイサービス】

- ・障がい児が必要な支援を受けることができるよう、提供量の確保を図ります。
- ・利用に係る周知を行います。

【③保育所等訪問支援】

- ・関係機関との連携を図りながら、保育所・小学校等の安定した利用を促進します。

【④居宅訪問型児童発達支援】

- ・現在、県内に1事業所の開設にとどまっており、利用に係る周知及び事業所新設への働きかけを行います。

【⑤障害児相談支援】

- ・障害児通所支援が円滑に利用できるよう、障害児相談支援の充実を図ります。

【⑥コーディネーター配置】

- ・障害児相談支援事業所等に医療的ケア児支援のため、コーディネーターを配置します。

2 障害児入所支援【県事業】

障害児入所支援には、「福祉型障害児入所施設」と「医療型障害児入所施設」の2つのサービスがあり、県が実施主体になります。

■国が示す市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みの設定にあたっては、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。特に、障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行にあたっては、市町村は都道府県、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら、障害児が指定障害児入所施設等(児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。)へ入所した後から、退所後の支援を見据え、18歳以降の支援の在り方について、適切な時期に必要な協議が行われるよう体制整備を図っていくことが必要である。

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
福祉型障害児入所施設	施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

第三次計画の見込量の考え方

【①福祉型障害児入所施設】

- ・令和5年4月1日現在の利用児童数は7人です。
- ・見込量は、実施主体の県が、新規利用の決定や18歳到達による利用の終了等を踏まえ、市町ごとに設定します。

【②医療型障害児入所施設】

- ・令和5年4月1日現在の利用児童数は5人です。
- ・見込量は、実施主体の県が、新規利用の決定や18歳到達による利用の終了等を踏まえ、市町ごとに設定します。

3 子ども・子育て支援

障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、子ども・子育て支援等における障がい児の受入れ体制整備について、定量的な目標を設定します。

■国が示す計画の作成に関する基本的事項

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。

定量的な目標

施設名	定量的な目標(障がい児受入人数見込) (人)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	323	323	323
認定こども園 (2・3号認定のみ)	69	69	69
放課後児童クラブ	121	135	135

定量的な目標の考え方

障害児通所支援利用者を対象としたニーズ調査において、放課後児童クラブの利用希望者を3人把握しました。また、相談支援事業所へのヒアリングにおいて、保育所と放課後児童クラブの利用ニーズが数人あることを把握しました。

これらの結果及び保育所等の障がい児の受入人数の実績のほか、山口市子ども・子育て支援事業計画に基づく新たな体制整備を踏まえ、定量的な目標を設定しました。

定量的な目標値と実績値

施設名	定量的な目標(障がい児受入人数見込) (人)		
	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績
保育所	197	245	317
認定こども園 (2・3号認定のみ)	28	39	60
放課後児童クラブ	110	108	118

各年度 4月1日現在

目標達成のための方策

すべての子どもを対象とする一般施策である、子ども・子育て支援施策と、障がい児等
を対象とする専門的な支援施策である、障害児通所支援等とを連携して行う体制を構築
し、障がいのある児童等が、子ども・子育て支援を利用しながらでも、専門的な支援を利用
しやすい環境を整えます。

第5章 地域生活支援事業の必要な量の見込みとその確保策

本章では、第2章で定めた、成果目標等を達成するために必要な、地域生活支援事業の量の見込みとその確保策を定めます。

※地域生活支援事業は、市町村が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に依じて柔軟に実施する事業です。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として実施し、市町村が自主的に取り組む「任意事業」と組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民に働きかけ、共生社会の実現を図ります。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有 (3回)	有 (3回)	有 (3回)

第五次計画における事業実施の考え方

○地域社会の住民に対する理解促進や意識啓発は、時間がかかることや即時的な効果が認めにくい反面、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るために、大変重要な取組です。障害者週間等を活用して、地域住民に対する理解促進・意識啓発に向けたイベントやお気軽講座等を開催します。

(2) 自発的活動支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域の住民などが主体となり、自発的に行う活動や取組を支援します。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有 (6件程度)	有 (6件程度)	有 (6件程度)

第五次計画における事業実施の考え方

○地域生活支援事業における自発的活動支援事業は下記実施形式によるものとされています。

①ピアサポート

障がいのある人等やその家族が互いに悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する。

②災害対策

障がいのある人等を含めた地域における災害対策活動を支援する。

③孤立防止活動支援

地域で障がいのある人等が孤立することがないように見守り活動を支援する。

④社会活動

障がいのある人等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動(ボランティア等)の支援や、障がいのある人等に対する社会復帰活動を支援する。

⑤ボランティア活動支援

障がいのある人等に対するボランティアの養成や活動を支援する。

⑥その他形式支援

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。

今後、これらの事業の周知、既存団体等への委託・補助を検討し、支援の拡大を図ります。

(3) 相談支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
障害者相談支援事業	地域で安心して生活できるように、相談支援事業所が障がいのある人等またはその保護者からの相談に応じ、障害福祉サービスや社会資源等の利用等必要な情報提供及び助言、支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	障がい者基幹相談支援センターの他に相談支援事業所の中でも専門的職員を配置している事業所が困難事例に対応するとともに、地域の相談支援事業所に対して障がいの特性に応じた専門的助言等を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等の地域生活を支援します。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

第五次計画の見込量の考え方

○障がい者基幹相談支援センターに加え、身体・知的・精神・発達の各障がい特性に見識のある専門職を配置している相談支援事業所に障害者相談支援事業の委託を継続し、身近な場所で相談や支援が受けられる体制を維持します。



見込量を確保するための方策

○住み慣れた地域の中で障がいのある人やその家族が安心して生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう、地域の実情に即した障がい児者の相談支援体制について地域自立支援協議会等で協議を重ねながら、障がい児者の相談支援体制の充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが必要であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助します。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	6	7	8

第五次計画の見込量の考え方

○令和3年度から令和4年度までの利用実績及び制度の周知が促進されていくこと等を考慮しています。

事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	2	5

* 令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は8月末実績による見込

見込量を確保するための方策

○山口市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、制度の周知、対象者の把握及び利用の促進を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

見込量を確保するための方策

○本市では、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人が確保できています。今後も法人後見の活動が安定的に実施できるように関係法人等との連携を行います。

(6) 意思疎通支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のある人に対して、手話奉仕員や要約筆記者等の派遣、または手話通訳者の設置等を実施し、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援します。



第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	利用者数/年	900	950	1,000
手話奉仕員派遣事業	利用者数/年	100	90	80
要約筆記者派遣事業	利用者数/年	380	400	420
手話通訳者設置事業	通訳件数/年	1,000	1,050	1,100
	設置人数	4	4	4

第五次計画の見込量の考え方

○令和3年度以降、各事業の件数は増減していますが、合理的配慮の更なる普及を踏まえ、聴覚障がい者支援の拠点であるしらさぎ会館におけるコーディネートのもとで手話通訳、要約筆記ともに全体件数の増加を見込んでいます。

事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
手話通訳者派遣事業	通訳件数/年	1,092	1,084	830
手話奉仕員派遣事業	通訳件数/年	115	99	120
要約筆記者派遣事業	通訳件数/年	340	352	406
手話通訳者設置事業	通訳件数/年	614	903	1,039
	設置人数	3	4	4

*令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は8月末実績による見込

見込量を確保するための方策

○引き続き、手話通訳士(者)を山口市社会福祉協議会に4人設置し、派遣事業の派遣通訳者(奉仕員)と連携して意思疎通支援を行います。また、遠隔サービスも活用しながら、多様なニーズに対応していきます。

○養成講座等の実施や人材育成助成金を活用し、人材の確保を図ります。



(7) 日常生活用具給付等事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
日常生活用具給付等事業	在宅の障がいのある人等の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付を行います。

種類等	内容
介護訓練支援用具	障がいのある人等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障がいのある人等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、入浴・食事・移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がいのある人等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭等の、障がいのある人等の情報収集、情報伝達やコミュニケーション等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障がいのある人等の排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、障がいのある人等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

第五次計画の見込量

種類等	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	給付件数/年	10	10	10
自立生活支援用具	給付件数/年	33	33	33
在宅療養等支援用具	給付件数/年	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	40	40	40
排泄管理支援用具	給付件数/年	4,700	4,800	4,900
住宅改修費	給付件数/年	10	10	10

*ストーマ、紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件とする

第五次計画の見込量の考え方

○第四次計画期間((令和3年度～令和5年度)において、それぞれの給付件数が年度により変動しているため、3年間の平均値と今後の動向を加味して見込量を算出しました。なお、排泄管理支援用具については増加傾向にあり、令和6年度以降、年間100件の増加を見込んでいます。

種類等	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
介護訓練支援用具	給付件数/年	10	12	6
自立生活支援用具	給付件数/年	30	39	30
在宅療養等支援用具	給付件数/年	25	21	15
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	38	36	42
排泄管理支援用具(*1)	給付件数/年	4,018	4,091	5,346
住宅改修費	給付件数/年	1	4	9

*令和3年度、令和4年度は5月～翌年4月実績、令和5年度は、5月～8月実績による見込(4か月分×3)

(*1)ストーマ、紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件とした場合の実績件数

見込量を確保するための方策

○ニーズが増加・複雑化してきていることや、用具が多様化してきていることなどから、給付対象種類等の見直しなどを行いながら、見込量を確保します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を有する手話奉仕員を養成し、聴覚障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を支援します。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成研修事業	養成研修 修了者数/年	21	21	21

第五次計画の見込量の考え方

○令和3年度から令和4年度における養成研修修了者数の推移を基に、見込量を算出しています。

事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
手話奉仕員 養成研修事業	養成研修 修了者数/年	21	21	19

*令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は9月時点見込

見込量を確保するための方策

○手話奉仕員養成研修(入門課程、基礎課程)を毎年度実施し、広報により参加者の増加を図ります。

(9) 移動支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実施か所	17	17	17
	月平均実利用者数	23	25	27
	時間分/年	3,036	3,300	3,564

*時間分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用時間」×12か月で算出される

第五次計画の見込量の考え方

○利用者数については、令和3年度から令和4年度まではコロナ禍で低調な実績でしたが、令和5年度に入り増加傾向となっていることを踏まえ、令和4年度を基準に年2人ずつ増加すると見込んでいます。(一人あたりの月平均利用時間は11時間の見込み。)

事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
移動支援事業	実施か所数	17	17	17
	月平均実利用者数	22	19	23
	時間分/年	2,111	2,541	3,307

*令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は4月～7月実績による見込(4か月分÷4×12)

見込量を確保するための方策

○地域における自立生活及び社会参加を促進するため、ニーズに対応した事業を実施します。

(10) 地域活動支援センター事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
地域活動支援センター事業	<p>地域活動支援センターは、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、利用者を通じて日常生活に必要な便宜の供与を適性かつ効果的に行う施設です。</p> <p>創造的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ることを目的とした基礎的事業とセンター機能をより充実強化するための機能強化事業があります。</p>

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター Ⅰ型(基礎的事業・機能 強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	540	540	540
	人分/年	9,000	9,000	9,000
地域活動支援センター Ⅱ型(基礎的事業・機能 強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	60	60	60
	人分/年	2,700	2,700	2,700
地域活動支援センター Ⅲ型(基礎的事業)	実施か所	2	2	2
	月平均実利用者数	24	24	24
	人分/年	3,000	3,000	3,000

*人分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用日数」×12か月で算出される

第五次計画の見込量の考え方

○実利用者数については、令和3年度と令和4年度の実績の平均値で見込んでいます。
 (Ⅲ型の実施か所は、令和6年度から2か所になります。)

事業名	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
地域活動支援センター Ⅰ型(基礎的事業・機能 強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	432	640	632
	人分/年	10,368	7,680	7,584
地域活動支援センター Ⅱ型(基礎的事業・機能 強化事業)	実施か所	1	1	1
	月平均実利用者数	53	58	71
	人分/年	2,544	2,784	2,556
地域活動支援センター Ⅲ型(基礎的事業)	実施か所	3	3	3
	月平均実利用者数	18	27	24
	人分/年	3,456	3,240	3,168

*令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は8月末実績による見込

見込量を確保するための方策

○障がいのある人の地域生活支援を促進するため、引き続き実施事業所への支援を行います。



2 任意事業(市町村が自主的に取り組む事業)

(1) 日中一時支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実施か所数	53	53	53
	月平均実利用者数	236	246	256
	回分/年	14,160	14,760	15,360

*回分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用回数」×12か月で算出される

第五次計画の見込量の考え方

○実利用人数については、令和3年度から令和4年度まで増加していることを踏まえ、令和4年度を基準に年10人ずつ増加すると見込んでいます。(実績から、一人あたりの月平均利用回数は5回の見込み。)

事業名	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
日中一時支援事業	実施か所数	62	62	53
	月平均実利用者数	219	226	256
	回分/年	13,162	13,973	16,429

*令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は4月～8月実績による見込(令和4年度の9月以降伸び率を反映)

見込量を確保するための方策

○障害福祉サービスの利用と調整を図りながら、見込量を確保します。

(2) 訪問入浴サービス事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
訪問入浴サービス事業	家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者及び難病患者で、身体的理由により通所を行うことができず、医師意見書により訪問入浴を受けることが必要と認められた人の居宅を訪問して入浴サービスの提供を行います。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実施か所数	3	3	3
	月平均実利用者数	6	7	8
	回分/年	720	840	960

*回分/年:「月平均実利用者数」×「一人あたりの月平均利用回数」×12か月で算出される

第五次計画の見込量の考え方

○今後、地域移行を進める中で、利用者数は増加する見込みとしています。(実績より、一人あたり月平均利用回数は10回の見込)

事業名	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
訪問入浴サービス事業	実施か所数	4	2	3
	月平均実利用者数	7	6	5
	回分/年	745	536	756

*令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は4月～7月実績による見込

見込量を確保するための方策

○利用者の増加に向けて、制度の周知等を行います。

(3) 社会参加支援事業

【事業の概要】

事業名	事業の概要
レクリエーション活動等 支援	レクリエーション活動を通じて、障がいのある人等の体力増強、交流、余暇、スポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会などの開催費助成を行います。
芸術文化活動振興	障がいのある人等の芸術文化活動のための支援を行います。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳、音声訳による市報を発行します。
朗読奉仕員養成事業	視覚障がいのある人の福祉増進のため、朗読奉仕員の養成研修を実施します。
自動車運転免許取得・改造 助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

第五次計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
レクリエーション活動等 支援	回/年	3	3	3
芸術文化活動振興	回/年	1	1	1
点字・声の広報等発行	点訳 延べ利用人数/年	468	468	468
	音訳 延べ利用人数/年	470	470	470
朗読奉仕員養成研修事業	養成研修修了者数 人/年	18	18	18
自動車運転免許取得・改造 助成	免許取得 人/年	9	9	9
	改造 人/年	10	10	10

第五次計画の見込量の考え方

○令和3年度から令和4年度における実績を基に、今後の利用拡大を見込み、算出しています。

事業名	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
レクリエーション活動等 支援	回/年	0	1	3
芸術文化活動振興	回/年	1	1	1
点字・声の広報等発行	点訳 延べ利用人数/年	468	468	468
	音訳 延べ利用人数/年	504	470	470
朗読奉仕員養成研修事業	養成研修修了者数 人/年	4	15	18
自動車運転免許取得・改造 助成	免許取得 人/年	6	6	7
	改造 人/年	5	4	8

*令和3年度、令和4年度は3月末実績、令和5年度は見込

見込量を確保するための方策

- 利用者が拡大するよう、制度の周知を行います。
- 関係機関や実施団体と連携を図り、利用・参加しやすい環境づくりを行います。

第6章 計画の推進

1 計画の進行管理

「PDCA」サイクルに基づいた計画の進捗管理を図るため、「山口市障がい福祉施策懇話会」「山口市地域自立支援協議会」などと協議を行いながら、各施策の実施状況などを点検します。

